# 浄土真宗の「尼講」について

紀伊国の事例から

## 矢野治世美

#### 要 約

仏教を含め、宗教は女性に救済と解放をもたらす一方で、女性を差別し、抑圧してきた。 本稿では、近世における女性と仏教をめぐる問題を解明するために、女性の信仰組織である 浄土真宗の尼講に着目した。近世の紀伊国におけるかわた身分に関する史料の分析から、講 という組織を通じて女性門徒が寺院や教団を経済的に支えていたことを指摘した。

### はじめに

国内・国外の多くの宗教は、女性に救済と解 放をもたらす一方で、男性や家、国家に対する 女性の従属性と性別役割を正当化し、固定化す ることで、歴史的に女性を差別し、抑圧してき たことが明らかにされている<sup>(1)</sup>。

仏教に関しては、1990年前後から、フェミニ ズムの観点から仏教をとらえなおそうとする国 際的な動きが盛んになり、国内でも批判・検討 がなされてきた<sup>(2)</sup>。歴史学の分野では、1984年 に「研究会・日本の女性と仏教」が発足すると、 女性史・仏教史の分野で研究が大きく進展し た。現在、それらの成果は、論集や研究書とし て刊行されている(3)。特に古代・中世史で研究 が充実してきているが、近世・近現代史に関し ては、一部のテーマをのぞき、研究が停滞して いるという問題がある(4)。また、信仰や宗教の 外的、制度的な面を取り上げ、女性を規制した 枠組みを明らかにする研究が不足しているとい う指摘もなされている(5)。

そこで本稿では、女性と宗教の問題を考える ために信仰の機構・組織に着目し、浄土真宗の 「講」のうち、女性によって組織されていた尼 講について検討する。

本来、「講」とは寺院で修する法会や信仰集

団を指す。真宗の場合、親鸞の時代には法然の 命日である毎月25日に道場に門徒が集会し、念 仏を勤行していたが、集会はまだ「講」の名称 はついていなかった。門徒組織としての「講」 の名称が現れるようになるのは、蓮如の時代以 降とされる。真宗の「講」は教団の拡大に貢献 してきた伝道の仕組みであると同時に(6)、本山 への上納金を拠出する経済的性格も持っていた (7)。真宗の尼講に関する先行研究には、各地の 尼講・女人講を仏教婦人会の成立前史として位 置づけた千葉乗隆による通史的な研究がある(8)。

なお、史料上は尼講、女性講、女人講など複 数の表記が見られるが、史料として引用する場 合を除き、本稿では「尼講」で統一した。

## 寺号・木仏の獲得と女性

#### 1 寺号・木仏の下付願

紀伊国名草郡岡嶋かわた村の善行寺は、紀州 藩牢番頭仲間の助左衛門家の旦那寺であり、「紀 州藩牢番頭家文書 (9)には善行寺の設立や維持 に関する史料が含まれている。

近世初頭、真宗の道場の寺院化が進むと、木 像本尊(木仏)が安置されるようになった。末 寺・道場の木仏には門主の裏書が授与され、木 仏 (あるいは木仏への裏書)下付と寺号の免許をもって、寺院としての形が整えられるようになった。末寺の木仏・寺号免許の際には、門主への冥加金のほか、取次や上寺に対する礼金も必要であった<sup>100</sup>。

史料1は、善行寺の寺号・木仏免許に関連する、宝永元年(1704)初冬の年紀を持つ奉加帳である<sup>(11)</sup>。善行寺の場合、18世紀初頭までには、講場・道場としての建物が存在していたと考えられる<sup>(12)</sup>。

#### 史料1

「就寺号木仏奉願

奉加帳

宝永元年

甲申ノ初冬上旬」

奉加帳前書

- 一当寺建立以来数ヶ年之今二至り、寺号無之、 不許木仏ヲ、依之永年之間寺号・木仏之大 望有之といへとも、当寺壇中貧地故、空し く光陰を送る、是なげかしき事ニあらすや、 然二今仏法繁昌信心の顕れにや、諸旦那一 同二思立、企太義ヲ、奉加いたし、累年之 のぞミを欲相達と、是自心致す所ニあらす、 偏二如来大悲之御恵ニよつて、大願成就時 至り、喜悦之思不可過之者歟、然上は旁以 一方抽合力を、大望可致成就事肝要也、且 ハ先祖之望を相達し、可謂孝行共、且ハ子 孫之後喜にも当り、仏法相続之縁ともなる へき者歟、仍奉加帳如件
- 一へ拾匁 へ吉兵衛ノば、 成ノ二月廿八日ニ相済候
   申ノ十月七日道場ニて村中寄せ申候
   一へ銀拾匁也⑩ へ妙専⑪
   弐分歩相添、酉ノ閏四月十六日に済ス
   一へ同 内五匁ハ酉ノ五月六日済申候
   皆済いたし候 へート卿

(後略)

「奉加帳前書」では、道場建立以来、数ヶ年を経過しても寺号がなく、木仏も下付されていない、永年にわたって寺号・木仏の獲得を望みながら、旦那中の貧窮が理由でかなわなかったが、このたび諸旦那が思い立って奉加を集めることになったという旨が述べられ、その後に奉加の額と奉加者の名前が書き上げられている。申(=宝永元年)10月7日に道場で寄合いが開かれ(「申ノ十月七日道場ニて村中寄せ申候」)、戌年(=宝永3年)9月まで、ほぼ2年をかけて奉加が集められた。

史料1は、書き込みが多く、解釈が困難な箇所が多い史料であるが、基本的には①奉加の額、②納めた年月日、③奉加者の名前を記録したものである。

奉加の件数は145件にのほるが、同じ人物が数回にわたって寄進している場合や、連名で寄進している場合があるので、奉加の件数と奉加者の数は完全には一致しない(本稿では「一、…」で始まる記載を1件として数えた)。たとえば、「吹上中 $\delta$ 」として「久三郎・久次郎・ $\delta$ 0、吹上中 $\delta$ 1、として「久三郎・久次郎・ $\delta$ 1、京水 2 年閏 4 月 16 日と翌 3 年 9 月 7 日に、あわせて銀250匁を納めており、「吹上久三郎」は、別に銀30匁を奉加している[13]。

奉加帳に記録された金額は、「吉右衛門」の銀100匁から、「文右衛門かしや さと」の3分と幅広く、全体としては5匁から10匁が多い。奉加は必ずしも一度に全額が納められた訳ではなく、前述の「吹上中」のように、2回以上に分けて納められることもあった。15匁を納めた文右衛門の場合は、宝永2年閏4月、5月、8月の3回に分けて5匁ずつ納めた旨が注記されている。

この奉加帳には奉加の総額が記されていない

が、記載された金額を合計すると、合計2貫12 匁8分となる。ただし、記載が抹消されたもの や、金額と人名のみで年月日を欠くもの、合点 が付されていないものについては、実際には納 められなかった可能性も考えられるので、この 金額はおおよその目安である。

さて、このようにして村内外の門徒から奉加 銀を集め、なお不足する分については借銀等に よって補われたようである(「村かね集り申候、 残而不足六百めハ吉右衛門・吉兵へ取替、右 三百め吉兵衛ノ仮、戌ノ正月迄ニ元利共相済申 候、残二十匁五リ、吉右衛門方も酉ノ年中利相 済申候 |)。宝永5年8月から9月にかけて必要 な文書が作成され、遅くとも宝永7年までには 寺号・木仏が下付され、寺として成立したと考 えられる(4)。

ところで、各人による奉加の書上げの末尾に、 那賀郡井坂村の蓮乗寺が「是ハ親年忌心ざし」 として銀札100匁を奉加したという旨の記載が ある。この頃、寺社奉行方の書類には、善行寺 は蓮乗寺の末寺である旨が記載されていたよう であるが低、寺号・木仏下付に関する一連の文 書では、善行寺側は蓮乗寺末の道場であること を否定し、摂津富田本照寺の直末であると主張 している。

寺院の建立や維持に関わって、経済的な面で の寺院間の関係については今後の検討が必要で あろう。

#### 2 女性による奉加

史料1では、女性による奉加を39件確認する ことができる(表1)。

女性による奉加の額は、「徳兵へ は、」の 銀15匁から、「文右衛門かしや さと」の3分 まで、合計165匁3分となる。「徳兵へは、」 の場合は子の徳兵衛と合わせた額なので、女性 個人による奉加の額としては、「吉兵衛ノば、」

表1 宝永元年「就寺号木仏奉願奉加帳」に見え

る女	性名
金額	名前
銀15匁	徳兵へは、
10匁	吉兵衛ノば、
10匁	きやうじゅん ばゞ
10匁	吉兵衛かゝ
10匁	吹上久三郎 妻女
10匁	□兵へ女房 *取り消し線あり
7 匁	藤八かゝ
5 匁	きやうじゅん 女子おミつ
5 匁	左右衛門が、
5 匁	与兵衛 かゝ
5 匁	源太夫かゝ
5 匁	庄八 かゝ
5 匁	庄三 ばゞ
5 匁	文右衛門が、
5 匁	定七長屋おつう ばゞ
5 匁	吉兵衛召使女 吉
5 匁	吉助女房
3 匁	又右衛門 女房
3 匁	権右衛門 女房
3 匁	長吉母
3 匁	塩屋太郎作 ばゞ
3 匁	吉介借屋善吉 後家
3 匁	助右衛門後家 *取り消し線あり
3 匁	左次右衛門 かゝ
3 匁	仲ノ島杢兵へ 後家
3 匁	吉介借屋 さご *宝永2年閏4月分
2 匁	吉助借家 さご
	*宝永3年2月分、親十三年忌志として
2 匁	彦介は、
2 匁	勘七かい
2 匁	吉介借屋 おぢよ
2 匁	作右衛門借屋かめ
2 匁	おくう
1 匁	吉右衛門長や さわ
1 匁	やす
	善兵衛かしや こじよ
5分	善兵衛かしや すて
	吉右衛門長や すき
	吉右衛門長や あこ
3分	文右衛門かしや さと

※原文の配列を金額別に並び替えた。

以下の10匁が最も高額である。

女性の場合、「女房」「か、(嬶)」「後家」「ば、 (婆)」のように記されている場合と、「かめ」「さ と」のように名前が書かれている場合がある。

一拾五匁印 閏四月二相済申候 勘七印

一弐匁印 同人

かゝ印

一拾匁⑩内七匁戌ノ五月廿八日ニ受取 残而三匁亥ノ正月ニ相済 長吉印一三匁⑪ 閏四月ニ相済申候 同人 母 (原文には合点が付されているが省略した)

妻や母の場合は、夫や子の名前の後ろに、別途金額と名前が記載されていることが多い。子の徳兵衛と合わせて15匁を納めた「徳兵へは、」のような例もある。「定七長屋おつうば、」の場合は、子のおつうの奉加は確認できない。

左次右衛門、吉兵衛、源太夫、文右衛門、権右衛門は村の肝煎層で、彼らは牢番頭仲間・庄屋に次ぐ、村を代表する存在であった<sup>いっ</sup>。したがって、「吉兵衛ノば、」「権右衛門女房」「源太夫か、」「文右衛門か、」「左次右衛門か、」は、肝煎層の母・妻ということになる。「吹上久三郎妻女」は、吹上非人村の長吏である久三郎<sup>18</sup>の妻と考えられる。

後家による奉加は、線で抹消された「助右衛門後家」を除くと、「吉介借屋 善吉後家」「仲 ノ島本兵へ 後家」の2件が確認できる。

次に、名前が記されている女性であるが、名前のみ記されている女性による奉加が、「おくう」「やす」の2件あり、「善兵衛かしや こじよ」など、借屋・長屋に居住している女性による奉加が11件ある。このうち「吉介借屋 さご」は、宝永2年閏4月に2匁、翌年2月に親の

十三回忌の志として、さらに3匁を納めている。 「さご」「おくう」「やす」は、おそらく借屋・ 長屋住まいの独身女性だったのだろう。このほか、「吉兵衛召使女 吉」のような奉公人も奉 加に参加している。

宝永元年の奉加帳には、尼講による奉加は確認できないが、善行寺の寺号・木仏取得の過程で、村落上層の妻・母から、借屋人・奉公人層まで、さまざまな立場の女性たちが寄与していたことを本章で確認しておきたい。

ところで、女性たちはどのようにして奉加を 捻出したのであろうか。

越後国蒲原門徒について紹介・分析した奈倉哲三は、文久元年(1861)の宗祖親鸞六百回大遠忌の際、越後国三条掛所配下の寺院全体に割り当てられた本山への「志」の額を、一般の勧化金や伊勢神宮の式年遷宮の特別奉加金と比較して、寺社への寄付金としては異例の額であると指摘している<sup>19</sup>。

同時期の紀伊国内の寺社への奉加と比較すると、元禄11年(1698)、伊都郡中飯降村の東光寺薬師堂の再建時には、村内外から金銀銭合計1貫599匁余の奉加が集められている<sup>20</sup>。木仏・寺号の免許と、堂宇の建立という違いはあるが、善行寺への奉加のおおよその規模を推測することができるだろう。

善行寺の寺号・木仏取得に関わる奉加の場合、女性による奉加を単純に平均すると、約4 匁2分となる。奉加した女性は、「吉兵衛召使女 吉」のような奉公人から、ある程度の資産を有していた可能性がある村落上層の女性までと多様であるが、これらの女性たちがどのようにして寺社への奉加を工面したのかという疑問を明らかにするためには、近世の女性の労働や、資産所有について考えなければならないだろう<sup>21</sup>。前近代のマイノリティ女性の生活実態に関する研究は決して多いとは言えないが、筆者

は、尼講など宗教との関わり方を通して、前近 代のマイノリティ女性の実態を明らかにするこ とが可能ではないかとの見通しを持っている 22

## 2 寺院の維持・運営と尼講

#### 1 村定に見える尼講

次に、寺の維持・修復と尼講の関係について、 「紀州藩牢番頭家文書」の他の史料から検討し てみよう。

史料 2 は、全57カ条からなる岡嶋かわた村の村定である<sup>23</sup>。表紙に「村定改正本文之通申聞ケ度 乍恐御窺申上候 岡嶋皮田村」とあり、正確な年紀を欠くが、天明 8 年(1788)以降に作成されたと考えられている。法度の遵守など、一般的な村定に典型的な条文に加え、雪駄直しや芸能、皮革など、かわた村としての性格に関わる条文や、牢番・掃除など役負担に関する条文も多く、村講や頼母子に関する条文が比較的多く含まれている点が注目されている<sup>23</sup>。

この「村定」のうち、第32、33、35条が童子 講<sup>図</sup>・尼講に関する規定である。

#### 史料 2

### 〔第32条〕

一村方童子講・尼講之儀、此度被為仰出候趣 も有之、向後左之通改正致候間、其趣可存 候、童尼両講自今先年之通一寺之旦家切ニ 而講組執行可致筈、右講組之儀ハ、法儀為 相続、又ハ修講後、残銀を以寺方破損修造 之助成とも相成候処、近年風儀悪敷、法儀 相続ニ而ハ無之、奢ニ長シ、斎悲時両度之 膳部献立好悪を争ひ、自然造用多費、講組 ゟ残銀寄附等も出来不申、悉皆奢ニ入費シ、 古風儀罷在候古キ講組等数々及退転、不法 儀之致方、如何之事ニ候、自今童尼講、村 方一統斎悲時両度之膳部相止メ、斎一座ニ 可致候、夜食ハ講組同行之外、余人へハ出 シ申間敷等

#### 〔第33条〕

一童尼講同行共、法事参詣斎座へ出候節、背 ケ之衣類訖度着用致間敷候、右者此度厳敷 被為仰出も有之事ニ候へ者、常着之侭ニ而 参詣出席致、神妙ニ法義相続有之事

#### 〔第35条〕

一童尼講斎献立之儀ハ、一汁壱菜、右之通諸 事質素二致候得者、法儀も永ク相続致可申 候、右二順シ村方一統仏事・報恩講等酒飯 之取扱、家内之造作急度相止メ可申事、右 此度改正之通、童尼講并法事・報恩講等倹 約二執行可致候、右定相背候講組ハ退転可 申付候、若是迄之通給物通二相抱候ものハ、 講組江入申間敷候事

第32条によれば、この村定が作成された時期には、御斎・非時の献立の良し悪しを主張して講の費用がかさむようになり(「斎悲時両度之膳部献立好悪を争ひ、自然造用多費」)、その結果、残金が残らず、寺への寄進もままならない状態となり(「講組ゟ残銭寄附等も出来不申」)、さらには講の衰退・中絶にもつながった(「古キ講組等数々及退転」)と非難している。

第32条の主旨は、童子講・尼講の費用の倹約であるが、「修講後、残銀を以寺方破損修造之助成とも相成候」という文言から、当時、尼講の費用の残金を寄進して、寺院の修復費用に充てることが慣習的に行われていたことが判明する。したがって、尼講の衰退は寺への寄進の減少につながる恐れがあった。

第33条は法事に参加する場合の衣服の規制

(「常着之侭ニ而参詣出席致」)、第35条は「斎献立」を質素なものとし、童尼講や法事・報恩講は倹約して執行するようにと、法儀の永続のために諸事倹約が励行されている。なお、年未詳「村定改正本文之通申聞度乍恐御窺申上候」<sup>∞8</sup>の第9、10、12条は、それぞれ史料2の第32、33、35条と対応している。史料2に比べて、講の夜食や御斎の献立がより具体的に書き上げられており、童尼講の斎献立は、「一汁壱斎にして麁菜たるへし、平ノ大こん・小揚・とうふ、汁ハ白とうふ・た、きな・坪子いも・にんじん・こんにやく、右之外取扱致間敷候」と定められている(第12条)。

摂津国生江常宣寺所蔵史料を分析した左右田 昌幸は、常宣寺の尼講や若講が講寄合の積み金 を活用して蓮如三百五十回忌を執行した事例か ら、寺の維持に女性門徒と若者組が重要な位置 を占めていた可能性を指摘している<sup>50</sup>。

「村定」の尼講に関する規定から、岡嶋かわた村の場合も、寺院を維持・運営していくために尼講が一定の役割を果たしていたと考えられる。

#### 2 寺院と頼母子

ところで、「村定」の第36条から第44条は村 方の頼母子に関する規定で、第37条では寺院に 関わる頼母子の興行について規定されている。

頼母子は中世以来行われてきた金融方式で、加入者が講を結成し、定期的に開かれる会合でそれぞれ懸銭を出し合い、抽選等によって加入者の一人に配当される。加入者全員が配当を受け取ると一応終了するが、講組織が永続化し、講有田などの財産を持つこともあった。近世に入ると、頼母子の利用度はさらに増加し、村落などの集団の相互扶助だけでなく、種々の事業資金の調達手段としても利用さるようになり、寺社が財政の維持や参拝費用調達を目的として

主宰する頼母子もあった。

那賀郡では明治14、5年ごろまで入札式の頼 母子が多く行われていた。入札式の頼母子とは、 最初に懸銭の額と口数を決め、集めた懸銭を入 札によって一人の講員に与える方式である。救 済を目的とする頼母子の場合は、初会の分は被 救済者の所得となった。二会以降は懸銭の総額 が落札者に与えられ、満会になるまで同じ方法 が繰り返された。一度落札すると次会以降は入 札する権利を失った。

講員には初会に決定した額の懸銭を弁済する 義務があり、複数の頼母子に加入し、懸銭の支 払いに苦労することは珍しいことではなかった ようである<sup>28</sup>。

本稿の本来の目的とは異なるが、尼講の位置 づけを考えるためにも、頼母子による寺院の維 持・運営費用の調達方法について本節で確認し ておきたい。

#### 史料3

〔第36条〕

一村方頼母子之儀、近年猥ニ相成、面々思々 ニ興行致、不届之事ニ候、就夫此度被為仰 出之御趣意之品も在之、自今村役人元江届 もなく頼もし興行仕間敷候、若無断興行致 候者有之候ハ、、帳面取上御達申上、曲事 ニ可申付事

#### 〔第37条〕

一村方寺頼母子之儀者、<u>寺修復諸入用ニ興行</u> <u>致候事ニ候へ者</u>、向後善行寺ニ四五会、西 教寺三四会、講場壱弐会、国分浄願寺并中 村照福寺門徒等、無拠品ニ候節ハ、一会宛 ハ興行致遣シ而も可然歟、<u>いづれ共自門徒</u> 切ニ而興行致、他門徒入組ハ不致筈、且又 旧家沽却ニも可及難渋之筋ハ、村役人共評 定之上御窺申上、御差図請可申筈、徒暮之 者沽却之筋ハ、願出候而も不及取扱候事

#### 「第38条〕

一頼母子壱会之人数六、七拾人ト相究メ置、 多人数加集不致等

### 〔第39条〕

一近年村方頼母子加入之者共、心得振悪敷、 自身銭儲之程も不考、頼母子へ多入加取請 候後、懸戻銭不埒二致不戻懸、終二者講元 并生懸置、要用ニも可立存候加入之者等、 及迷惑ニ候事ニ候、自今頼母子江入加り候 もの共、自分銭儲之程を能々勘弁之上、見 分相応ニ頼母子加入可致事

#### 〔第40条〕

一頼母子世話人共、加集之人別・人気・身上 柄・銭儲等之程を能々改弁致、頼母子人数 二相加可申儀肝要之事

#### 「第41条〕

一頼母子世話人ハ満会之節取請可申、初会間 もなく取請、跡々世話等も行届いたし不申 儀、甚不実意之事ニ候間、自今興行之頼母 子世話方ハ箱組ニ致、加入方損銀無之様取 計可申事

#### 「第42条〕

一向後興行之頼母子取請候者請人之儀者、本 人懸戻シ不埒之節ハ、相弁懸戻シ可申筈、 只名目而已之請判致間敷事

#### 「第43条〕

一頼母子之品ニより、家質之筋ハ村役人へ申 出、役人しらべ之上役判可有之筈ニ候間、 其段相心得申可事

#### 「第44条〕

一他村之頼母子当村之者入加り候分、当村ニ 而懸銭集会致候儀、右ハ全ク名目を立候致 方と相聞へ、不届二候、併実意世話致候儀 二而も紛敷候間、訖度不相成候事

第36条では、村役人に届出なく無断で頼母子 を興行することの禁止、第38条は、頼母子に加 入する人数の制限、第39条は、分不相応な額の 頼母子に加入してはならないこと、それに関連 して、第40条では頼母子の世話人は加入者の身 上等を十分に把握しておくように規定してい る。第41条は、世話人が自らの利益を追求し、 加入者の損失を招くことを戒めている。第42条 から第44条は、掛け金の不払いなど、頼母子を 興行する上で発生するさまざまなトラブルに関 わる規定であると考えられる図。

第37条は、寺の修復費用のために興行する頼 母子に関する規定である。この筒条から、岡嶋 かわた村の善行寺、西教寺、講場の頼母子に、 那賀郡東国分村の浄願寺、名草郡上野村の照福 寺の門徒が加入していたことがわかる。「向後 善行寺ニ四五会、西教寺三四会、講場壱弐会」 の「会」は、第38条や前述した那賀郡の頼母子 の事例から推測すると、各寺で行われていた頼 母子で、懸銭が集められた(入札が行われた) 回数を示しているのではないだろうか。そうで あるならば、「会」の数と頼母子の規模は比例 していると考えられる。

第44条は、岡嶋かわた村の住人が他村の頼母 子に加入した場合の規定である。ただし、寺頼 母子の場合は、第37条に「いづれ共自門徒切ニ 而興行致、他門徒入組ハ不致筈 | とあることか ら、実際には自門徒以外の人物が頼母子に参加 することがあったとしても、他寺院の門徒の寺 頼母子への加入は、あまり望ましい行為ではな かったようである。

寺院を維持・運営するための諸経費を獲得す るための手段として、門徒からの寄進や、尼講 による積立と並んで、頼母子に代表される金融 活動が真宗寺院でも盛んに行われていたと考え られる。

## 本山・中本山と尼講

#### 西本願寺最勝講

1、2では、旦那寺の維持・運営と女性、 尼講の関わりについて考察したが、本章では本 山や中本山単位で結成された尼講について検討 する。

文政9年(1826)に第20世宗主・広如が継職 した頃の西本願寺は、三業惑乱後の混乱と巨額 の負債に直面しており、抜本的な財政改革のた め石田敬起が起用され、天保元年(1830)から 教団全体を挙げて改革に着手することになっ た。この時、女性門徒に改革への協力を促すた め、西本願寺がすべての女性門徒をはじめて統 一的に組織することを意図して結成させた組織 が最勝講である。。

天保3年(1832)6月、石田敬起を最勝講の 講元御世話方とし、最勝講の普及を図った。8 月には最勝講掛が任命され、9月に諸国最勝講 宛に広如の消息が発布された<sup>(3)</sup>。

広如の諸国最勝講宛消息は、「抑、この最勝 講ハ何のためそといふに、一切の女人弥陀の本 願を信して、往生極楽の素懐をとくへき為なり」 という文言から始まり、五障三従という女性 の罪障を強調することで、女性の救済(女人往 生)を説いている。「五障」は、女性は五つの 優れた存在(『法華経』提婆達多品では、梵天・ 帝釈天・魔王・転輪成王・仏)になることがで きないという説のことで、「三従」は、女性は 生家では父に従い、嫁しては夫に従い、夫の死

後は子に従うという仏教や儒教の教えであ る™。「五障」と「三従」は、時代によって受 容のあり方に違いはあるが、どちらも女性の罪 障や劣性を強調する差別的な思想である。

最勝講に加入した女性には、「真実閣」(本願 寺宗主の御内仏) への拝礼が特別に許可され、 拝礼日には多数の女性が訪れたという<sup>(3)</sup>。

真宗の講の組織は、普通、一般講員(講中・ 講衆)と、講員の中から選ばれた講役員(年寄・ 年番・行司・肝煎・惣代・講頭・世話方など) から成り立っており、尼講の組織も同じ形態が 門主の消息を拝読した。各地の最勝講には、六 字名号のほか、六字名号に女人成仏の和讃を書 き添えたものが下付された®。

#### 2 富田本照寺の尼講

江戸時代の紀伊国では、有田郡以北の部落寺 院は、ほぼ摂津国富田本照寺の末寺の真宗寺院 であった。本照寺の歴代住職が、末寺の門徒 や講に宛てて発給した文書のうち、本照寺第15 代住職闡幽、第16代摂喜、第17代広聴が各地の 尼講宛に発給した文書を一覧にしたものが表2 である。。

- (a) は、富山尼講(富山は本照寺の山号・富 寿栄山の略)が、参拝者のために御茶所を建立 し、さらに本堂再建用の材木を寄付したことを 喜び、闡幽が書き与えたもので、(a)と前後し て、堂宇の再建のための募財を勧める文書が各 地の門徒宛に発給されている。
- (c) ~ (g) は、尼講への入講を勧める摂喜 の書状で、富山尼講と各地の尼講に発給された。 (g) の紀伊・河内・大和・和泉国の坊主・門 徒・与力・尼講宛の文書が史料4である。

### 史料 4

抑当院の門下に連りて、ちなミある女性の

表 2 各地尼講宛本照寺住職消息

年月日			発給	者※1	宛	先	内 容	<b>※</b> 2	
(a)	寛政 9	(1797)	4月	闡幽	(法広)	富山尼講		喫茶所の建立・本堂再建用材木	26
								寄附への謝意	
(b)	文政11	(1828)	仲夏	摂喜	(本歓)	当山尼講中		(a) の演達と法義相続	30
(c)	天保10	(1839)	初春	同		富山尼女性講「	中	入講勧奨	35
(d)	同		仲春	同		諸国尼女性講		入講勧奨	36
(e)	同	首夏	中旬	同		摂津・播磨・爿	丹後・但馬・	入講勧奨	37
						丹波国坊主・『	門徒・女性講		
						中			
(f)	同 仲夏		同		讃岐国邑々坊三	主・門徒・女	入講勧奨	38	
					性講				
(g)	同	孟夏		同		紀州・河州・	和州・泉州	入講勧奨	39
						邑々并坊主・『	門徒・与力・		
						女性講			
(h)	弘化3	(1846)	初春	同		紀州広瀬邑講場	場門徒・尼女	報謝称名怠慢あるべからず	41
						房仲			
(i)	明治10	(1877)	9月	広聴	(沢依)	女姓講		法義相続を希うこと	50

※1 ( ) 内は法名

※2 日野照正『摂津国真宗開展史』所収「本照寺歴代住職御書集」の史料番号

方々へ、法義相続の助縁にもなりかしと、 今般尼女性の講名を取結ハ、何の為そとい うに、最勝講の御示にも、一切女人の弥陀 の本願を信して、往生極楽の素懐をとくへ き為なりと、のたまへり、且其国々の面々、 龍谷の御流を汲、因縁ありて往古より当山 の門流に連り、世々崇敬の思ひ絶さる事、 宿縁不浅処とありかたき事ニ候、しかりと いへとも、山海数千をへたてたれは、化益 の程思ふに不任、心もとなく思ひ候、よつ て今たひ使僧を差向一筆申示候、され人命 ハ電光朝露のあたなる憂身、時ハ末世濁乱、 機は五逆十悪・五障三従のいたつらもの、 六趣四生ならては生を受くへき所なく、何 国にかたちをうけても、聞へきはた、愛欲 の声計なり、かいる夢まほろしの浮世に心 をと、むへけんや、殊に女人の身ハいつ、 三つ従障、兼て聞えらる如く、十方の諸仏 の浄土には、門戸をとちて永不成仏と嫌れ、 女人非器と捨てられたり、如何成船師に逢 て歟苦海を渡るへきや、爰に難値弥陀超世 の本誓に、奉値遇なから、浮生の五欲に貪 し、夢幻の愛情にまとハれ、人命一生のう ち、光陰の移易こと奔箭の如く、流る、水 のことし、姿の衰へゆくこと霜葉の如く、 朝菜のことし、年を送り年を迎、月を越月 を渉り、夜をもつて日に続て、浮雲の世事 を営み、その待所た、老と死とにあり、其 楽所た、業と悪とにあり、いつくむそ無常 を観せすして、徒に放逸をこと、せむや、 時は難得してうしなひ易し、一たひ人身を うしなひぬれハ、万劫にもかへらす、時人 を不待、月我と不延、命根の危事須臾にあ り、まのあたり言葉を交へし芝蘭の友も、 息とまりぬれは遠く送り、まさしく契をか はせし比翼のかたらひも、魂されハ孤りか なしむ、無常迂流のことハりとはしりなか ら、親ハ子に後れて悲ミ、夫は妻を先立て 愁ふ、到所余楽なし、唯愁歎の声のミ、南 隣にも哭し北里にも哭す、あはれかなしき ハ無常の理り、恐るへきは生死の顛倒、よ ろこふへきハ他力無蓋の慈悲、超発希有の 弘誓なり、その弘誓ハ六八なりといへとも、 第十八願に十方衆生若不生者と誓ひ給ひ

て、凡聖逆謗斉く廻入せしめ玉ふ上に、女 人はなお疑ひの心ふかきによりて、重て 三十五の願に、十方世界にそれ女人ありて、 我名字を聞て、歓喜信楽して菩提心を発し、 女身を厭悪せん、命終りて後また女像とな らは、正覚とらしと誓ひ給へり、此心を聖 人ハ和讃に、弥陀の大悲ふかけれハ、仏智 の不思議をあらハして、変成男子の願を立、 女人成仏ちかひたり、又、弥陀の名願によ らされハ、百千万劫すくれとも、いつゝの さはりはなれねは、いかてか女身を転すへ き、と讃し給へり、三世諸仏の方便にも漏、 必堕無間としるして、無数劫にも女質を転 しかたく、無量世にも成仏の縁なく、無数 已来女身をうけて、一切心にまかせさるも のを、あミた仏のミ女人を得生の目当とし てすくひ玉ふなり、此弘誓の本願に値遇し 奉る事ハ、無量劫にも難得幸、たれかよろ こはさるへけむや、此本願信受する事、更 に何之造作もいらす、非本願たるもろへ の雑行雑修の心を捨離、一心一向に我等か 今度の一大事の後生御助候へと、阿弥陀仏 をたのミ奉るはかりなり、此たのむ心の露 塵ほとも疑ひなけれハ、捨命のいふへ変成 男子の誓願にたかはす、必定極楽へ参りて 究竟の妙果を得て、受楽常無間のたのしみ を心にうけ、且ハ三十二相を身にそなへ、 寔にめてたき百福荘厳の美敷仏とは成たま ふ、その嬉しさありかたさを思ひつ、けて、 南無阿ミた仏~と雨山に蒙りたてまつる 広大の仏恩の奉報はかり二候、その国の老 若之尼女性勇ましく講加入して、よりへ 会合を企て、相互に信心の有無をたいし、 心底を憚らす法義談合せられ、果縛の穢身 ある間ハ、仏恩報謝の称名に懈怠あるへか らさるものなり、あなかしこへ

天保十亥年

富山本照寺務

孟夏

釈本歓(花押)

紀州

河州

和州

泉州

邑々并

坊主中

門徒中

与力中

女性講中

中料の大意は以下の通りである。

本照寺門下の女性門徒に対し、法義相続の助 縁にもなるようにと、このたび尼女性講の結成 と講への加入を呼びかけることになった。その 意図するところは、本山の最勝講の教えにもあ るように、阿弥陀如来の本願を信じ、女人往生 を遂げんがためである。しかしながら、本照寺 から遠く離れて暮らす各地の門徒を仏道に導く ことも思うに任せず、もどかしく思っているの で、使僧を差し向けてこの書状の内容を伝える ものである。老若の女性は進んで講に加入し、 折々に会合を開いて、お互いに信心を確認しあ い、また心底から遠慮せずに仏の教えについて 語り合い、仏恩報謝の称名を怠らないように。

史料4の内容は、広如が各地の最勝講に宛て た消息と一致している。中本山の本照寺が本山 の最勝講にならって、門下の全女性門徒に対し て尼講への加入を促したのであろう。

なお、紀伊国では天保10年以降に最勝講が結 成されたが
ス本山の最勝講にかわた身分の女 性門徒が加入できたことを示す史料は見つかっ ていない。

摂喜が紀伊国の門徒に宛てた文書は、史料4 のほか、天保13年(1842)仲春の紀伊国灯明講 宛の大悲洪恩不有可忘失御書と、弘化3年 (1846) 初春の紀州広瀬邑講場門徒・尼女房中 宛の報恩称名怠慢不可有御書がある<sup>89</sup>。

紀伊国内の本照寺末寺の性格から、「紀伊国 灯明講しも「広瀬邑講場」も、部落寺院に関係 する講と講場であると推測される。同様に、史 料4も、紀伊国の場合は、かわた身分の女性門 徒に対し、本照寺の尼講への加入を勧めたもの と考えられる。

本稿では、本照寺の尼講に関連する末寺側の 史料を提示することができなかったが、尼講を 含め、今後、講と部落寺院・門徒の関係を示す 史料の調査が必要であろう。

最勝講や本照寺の尼講が結成されたことに よって、女性門徒としての連帯感は一層強まっ たと考えられる。しかしそれは、「女人往生」 を利用することによる、女性差別の再生産と表 裏一体であったとは言えないだろうかધり。



## おわりに

以上、真宗寺院の設立や維持・運営を経済的 な側面から女性個人や尼講が支えていた事例を 紹介した。このことは、寺院を経済的に支えう るような女性の労働や資産所有の状況があった ことを示唆しており、宗教への関わり方を通し

- (1)カトリック教会の父権的なあり方を批判したメア リ・ディリの一連の研究が先駆的研究として知られ ている。日本の状況については、岡野治子「フェミ ニスト視点からの日本宗教批判」(奥田暁子・岡野治 子編著『宗教のなかの女性史』青弓社、1993年)を 参照。
- (2)大越愛子『叢書 現代の宗教11 女性と宗教』(岩波 書店、1997年)。日本仏教が内包してきた性差別につ いてフェミニズムの立場から批判した研究に、大越 愛子・源淳子・山下明子『性差別する仏教』(法蔵館、

て、被差別身分の女性も含め、女性の労働や経 済活動を明らかするための手掛かりが得られる のではないかと筆者は考えている。

江戸時代末になると、旦那寺だけではなく、 最勝講や本照寺尼講を诵して本山(中本山)の 財政を支えることが女性門徒に期待されるよう になっていた。しかし、女人往生を説いて尼講 への加入を促すことは、女性の罪業を強調し、 女性への差別を再生産することでもあった。ま た、かわた身分の女性門徒の場合は、制度上本 山の最勝講には加入できなかった可能性が高 く、本稿では、被差別身分の女性に対する、宗 教的な二重の差別の一端を確認することができ たと思う。

また、本稿では、被差別身分の女性の信仰の あり方や、女性としての罪業を強調されながら も、仏教に救済を求めた(求めざるを得なかっ た) 背景にまで踏み込んで考察することはでき なかった。宗教と差別の問題を考える上で、組 織や制度の解明とともに、信仰の実態の解明も 重要であると考えており、今後の課題としたい。

#### 付記

故中尾健次先生に対し、生前中に本稿執筆の 機会を与えていただいたことに感謝しますとと もに、心よりご冥福をお祈りいたします。

1990年)がある。

- (3)代表的な論集に、大隅和雄・西口順子編『シリーズ 女性と仏教』全4巻(平凡社、1989年)、総合女性 史研究会編著『日本女性史論集5 女性と仏教』(吉 川弘文館、1998年)がある。1991年以降の個別の著書、 雑誌論文については、「女性と仏教研究文献目録抄」 (『国文学 解釈と鑑賞』第69巻6号、2004年)を参照。
- (4)西口順子「女性と仏教・軌跡と動向」(『国文学 解 釈と鑑賞』第69巻6号、2004年)。
- (5)『日本女性史論集5 女性と宗教』の解説を参照。
- (6)加茂順成「真宗的伝道―「御文」と「講」の仕組み

に学ぶ― | (『印度學佛教學研究』第60巻2号、2012年)

- (7)真宗新辞典編纂会『真宗新辞典』(法蔵館、1984年)、 「講」の項目を参照。
- (8)千葉乗隆編著『仏教婦人会百五十年史』(同朋舎、 1982年)。同書では、本願寺の史料をもとに、各地で 結成された尼講を紹介している。また、女性門徒が 組織化された起因については、念仏勤行の集会の場 において男女の同座を禁じた規範(「念仏勤行の日、 男女同坐すべからず」)から、門徒が増加し、集会へ の参加者が多くなったことによる男女の風紀の乱れ に配慮した結果、女性だけの「念仏の日」が設定さ れるようになったとしている(74頁)。個別の尼講を 扱った論考には、沖縄の尼講(中山国尼講)の構成 員や活動を明らかにした、知名定寛「沖縄における 真宗の展開―中山国尼講について― | (『神戸女子大 学紀要』17、1984年)がある。
- (9)現在、紀州藩牢番頭家文書編纂会編『城下町警察日記』 (清文堂、2003年)、『城下町牢番頭仲間の生活』(同、 2009年)の2巻が刊行されている。
- (10)千葉乗隆編『本願寺史料集成 木仏之留 御影様之留』 (同朋舎、1980年)の解説を参照。
- (11)『城下町牢番頭仲間の生活』第5章-2。
- (12) 『城下町牢番頭仲間の生活』の解説を参照。なお、『和 歌山県海草郡岡町村村誌』(1933年)によれば、善行 寺は寛永11年(1634)の開基とされる。
- (13) 久三郎、久次郎は吹上非人村の長吏の名前である。 銀20匁を納めている「久二郎」は、吹上非人村の久 次郎と同一人物であろう。『城下町牢番頭仲間の生活』 第6章を参照。
- (14)『城下町牢番頭仲間の生活』第5章-4~10。
- (15) 『城下町牢番頭仲間の生活』第5章-3。
- (16)『城下町牢番頭仲間の生活』第5章-8~10。
- (17)藤本清二郎「城付かわた村と牢番頭仲間・肝煎仲間」 (『近世身分社会の仲間構造』部落問題研究所、2011年、 第7章)。

#### (18) (13)

- (19)一檀家当たりの上納割当金を平均約10分の1両、銭 に換算して620文と算出し、一般の勧化金(一戸当た り20-50文)や、伊勢神宮の式年遷宮の特別奉加金(約 100文)と比較している(奈倉哲三『真宗信仰の思想 史的研究』校倉書房、1990年、66頁)。
- 20元禄11年9月~元禄14年10月「薬師堂再建勧進奉加 帳」(『かつらぎ町史 近世史料編』、1988年)。なお、 同史料には、「一同拾匁 皮田共」という記載があ り、地域の寺社と被差別民の関わりを考える上でも

注目される。

- (21)表1のうち、「吉助長屋 さご」については、牢番頭 家文書中に同名の人物が確認できる(『城下町警察日 記』元禄13年2月24日条)。ただし、すぐ後の箇条にも、 まったく別人と考えられる同名の「さご」という人 物が登場するため断定はできない。近世の女性の資 産運用のあり方については、河野淳一郎「『公私日記』 にみる幕末期名主の妻 | (総合女性史研究会編『日本 女性史論集6 女性の暮らしと労働』吉川弘文館、 1998年、初出は『幕末の農民群像』横浜開港資料館、 1988年)では、名主の妻が、夫とは別個の資産を有し、 利貸しなどの金融活動を行っていた事例が紹介され ている。
- (22)近世の被差別身分の女性については、西木浩一「近 世「賤民」身分の女性をめぐって」(『日本女性史論 集1 女性史の視座』吉川弘文館、1997年、初出は『歴 史評論』479号、1990年)、下女・後家については、 長野ひろ子「農村における女性の役割と諸相」(女性 史総合研究会編『日本女性生活史 第3巻 近世』 東京大学出版会、1990年)などの研究があるまた、 渡邊忠司「近世社会と離婚女性―在方無高百姓養女 の場合-」(『佛教大学 歴史学部論集』創刊号、 2011年)では、無高百姓層の「シングルマザー」の 実態が取り上げられている。前近代の被差別身分や 社会的弱者にある女性について、差別・被差別とい う視点からだけではなく、暮らしや生業など生活の 実態から検討するという課題が残されている。
- (23)『城下町牢番頭仲間の生活』第3章-17。
- (24) 『城下町牢番頭仲間の生活』の解説を参照。
- (25)門徒の子どもの集まりと考えられるが、詳細は不明 である。
- (26) 『城下町牢番頭仲間の生活』第3章-18
- 27/左右田昌幸「史料紹介 摂津国東成郡荒生村常宣寺 所蔵史料について」(『大阪の部落史通信』39号、 2006年)。
- 28 『和歌山県那賀郡誌』上巻(1922年)1226頁。頼母 子の一般的な事項については、『国史大辞典』および 『岩波日本史辞典』(岩波書店、1999年)の「頼母子| の項を参照。
- (29) 『城下町警察日記』には、頼母子の掛け金の回収な どをめぐる不祥事が記録されている(元禄12年6月 5日条など)。註(28)の『和歌山県那賀郡誌』の記述 からは、懸銭を回収できないまま講が解散し、大損 害を被った事例があったことがわかる。
- (30) 『仏教婦人会百五十年史』 91~94頁。

- (31) 『真宗史料集成 第6巻 各派門主消息』 (同朋舎、 1983年)、9 広如集-18。
- (32)『日本女性史大辞典』(吉川弘文館、2008年)、「五障 三従一の項を参照。
- (33) 『仏教婦人会百五十年史』 101~106頁。
- (34)『仏教婦人会百五十年史』76頁。
- (35) 『仏教婦人会百五十年史』 131~132頁。
- (36)渡辺広「皮田部落における宗教の役割」(『未解放部 落の源流と変遷』部落問題研究所、1994年)。近世の 被差別部落と本願寺教団に関する史料や先行研究に ついて、近年の研究成果をもとに考察した論考に、 藤原豊「仏教と差別―本願寺と穢寺制度」(寺木伸明・ 中尾健次編著『部落史研究からの発信 第1巻 前 近代編』、解放出版社、2009年)がある。

- (37)「本照寺歴代住職御書集」(日野照正『摂津国真宗開 展史』同朋舎、1986年)を元に作成した。
  - (38)『仏教婦人会百五十年史』119~121頁。同書では、 紀伊国の場合、「国法に差支の廉々」と、鷺森御坊が 本堂・堂舎の修復を計画しており、財政難であった ことを理由に最勝講の組成が遅れたとしている。

#### (39) 計主(37)

(40)現代では「…男尊女卑的な思想は清算していかねば ならない。その意味で五障三従説はもちろん、変成 男子説であっても、それを説かれた経典の真意をよ く領解し、それを読誦し、解説するときには、女性 蔑視の再生産におちいらないように十分に配慮すべ きである」とされている(伝道院特定課題研究会『教 学シリーズNo.1 女人往生』本願寺出版社、1988年)。